

赤土等流出に関する小学生向け普及啓発小冊子作成業務委託 企画提案募集要領

1 企画提案の目的

本業務は、赤土等流出に関する地域課題について、小学校 6 年生程度の児童にも理解しやすく、一般住民にも読みやすい小冊子を作成するため、企画提案を募集し、委託先候補者を選定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

赤土等流出に関する小学生向け普及啓発小冊子作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 委託上限額

1,000,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案に当たっての上限額を示すものである。

3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(3) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事更生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にない者であること。

(4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。

また、次のア～カのいずれかに該当する者ではないこと。

ア 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成 26 年鹿児島県条例第 22 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団等を利用している者。

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者。

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(5) 県税の未納がないこと。

※契約時に「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書を提出

(6) 電子メール、電話及びオンライン等により、県との円滑な連絡調整及び必要な打ち合わせが可能であること。

4 スケジュール(案)

項目	日程
公募開始	令和 8 年7月1日(水)
質問受付期限	令和 8 年7月 10 日(金) 午後 5 時
質問回答公表	令和 8 年7月 15 日(水)
参加意向申出書提出期限	令和 8 年7月 17 日(金) 午後 5 時
企画提案書提出期限	令和 8 年7月 31 日(金) 午後 5 時
選定結果通知	令和 8 年8月中旬
契約締結	令和 8 年8月下旬

5 質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問書により電子メールで受け付ける。

(2) 質問への回答は、県ホームページに掲載する。ただし、提案内容の評価に関わる事項等については回答しない場合がある。

6 提出書類

(1) 参加申込について

申込み・企画提案書の受付・提出はデータで行う。手順は以下のとおり。

ア 参加者は、参加意向申出書(様式1)を電子メールにて提出。(必ず、電話で確認を行うこと。)

提出期限:令和8年7月 17 日(金) 午後5時

イ 大島支庁総務企画課から、書類提出データをアップロードする URL をメールで送付。

ウ 参加者は提出書類一式を PDF にまとめて、上記イで指示された URL にアップロードする。

提出期限:令和8年7月 31 日(金)午後5時

【提出書類】

ア 企画提案書(仕様書に基づく具体的実施案)

※企画提案書は、原則 A4 版用紙を使用(ただし、提案上必要であれば、他版型の提案を妨げない。)

イ 応募資格誓約書(様式2)

ウ 業務実績書(様式3)

エ 会社概要(様式4)

7 企画提案書の記載事項

企画提案書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- (1) 基本コンセプト
- (2) 対象読者を踏まえた構成案
- (3) 表現・デザインの考え方
- (4) 児童向けに分かりやすくする工夫
- (5) 地元研究者、関係団体、NPO 法人等への聞き取り又は助言聴取の方法
- (6) 奄美群島内に在住、又は活動拠点を有するデザイナー、イラストレーター、クリエイター等の起用予定並びにその担当業務及び関与する工程。なお、起用が困難な場合は、その理由及び奄美群島の地域性を成果物に反映するための代替方法。
- (7) 業務実施体制及び工程
- (8) 見積額及び積算の考え方

8 審査方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき書面審査を行う。
- (2) 審査は、別表「審査項目表」に基づき行う。
- (3) 最低基準点を設ける。
- (4) 最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (5) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約

- (1) 最優秀提案者を委託候補者とし、県と詳細な業務内容及び契約条件を協議した上で契約を締結する。
- (2) 協議が整わない場合は、次順位者と協議する場合がある。
- (3) 契約に当たっては、県の契約書式によるものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 見積額が上限額を超えた場合
- (4) 募集要領に定める条件に違反した場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差替えは、県が認める場合を除き認めない。
- (4) 本要領に定めのない事項は、県が別に定める。